

鐵砲の傳來に就いて

長沼, 賢海

<https://doi.org/10.15017/2344465>

出版情報 : 史淵. 1, pp.1-40, 1929-11-28. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

鐵砲の傳來に就いて

長 沼 賢 海

(一) 鐵砲の傳來に關する舊考

鐵砲が我が國に傳來したのは、天文十二年に、ポルトガル人が種子ヶ島に漂着した時である。その際彼の國人が、種子ヶ島の島人に鐵砲を與へ、かつまたその製法を島人に傳へたといふことが、有名な南浦文之の鐵砲記に詳らかであります。此の鐵砲記が鐵砲傳來に關する權威ある史料として信せられ、其の以前、則ち天文十二年以前にそれが傳はつたといふことを記してゐる江戸時代の多くの史料は、全く價値のないものと見られて了ひ、自ら天文十二年以前には、我が國には鐵砲がなかつたものと一般に信せられて終ふやうになつたのであります。然るを大正二年に私は一文を草して、天文十二年以前に、鐵砲は既に我が國に存在してゐたであらうといふ考を、歴

史地理誌(卷廿三)上に掲載いたしました。此の思考の根據となつた史料は、甲陽軍鑑、北條五代記等の如き、よく人に知られた鐵砲傳來を天文十二年以前として傳ふるものは勿論、あまり一般から注意せられなかつた蔭涼軒日録(文正元、七、廿八日琉球八)、碧山日録(應仁二、正二十九日、和州の工匠鹿添壘囊鈔、(テッハット云フ、何ソ、鐵砲ト書)、(登營の際發砲の記事)、(紙ニテ作ルヲ紙砲ト云也)云々)等であつた。

當時右の思考に對して、故陸軍中將押上林藏氏は造兵上の専門的見解から、又倭寇研究の第一人者を以て自認せられた後藤肅堂氏等から詳細な批評がありました。

それについては、私は更らに明末清初にあらはれました支那の兵書類や文集、其の外大明會典のやうな故事類苑式の支那書籍に據つて應ふる所ありました。(歴史地理卷第四、卷廿五の第一)併し結局、天文十二年以前我が國に鐵砲ありといふことを積極的に決定し得るには、論據がいまだ薄弱であつたといふことに終はつたのであります。その當時の押上中將の批評に對して、私の強く主張した諸點の一つは次の如くであつた。

天文以前にすでに我國にあつたと思ふ鐵砲は、種子ヶ島銃のやうな優秀なものでなかつたかも知れないが、しかも蒙古が文永、弘安に我が國へ襲來した時に、用ひたやうな、鐵包みの火薬や金屑や土石の丸を石抛げ機械で飛ばすといふやうなものでなく、

火薬の力で丸を飛ばすといふ近世式のものであつたらうといふことであつた。

爾來十數年間、我が記録や文書に前考を確め得るやうな史料又は天文十二年以前のものと思はるゝやうな鐵砲を見出さうと力めてきたのであります。其の後此のことに關して、二三の文獻は見當りましたが、それを以て前考を確定するには、何れも薄弱なものであつた。室町時代に作られたと思はるゝ「尤の草子」といふお伽草紙の中に「丸きものゝしなじな」なる段に、思ひの玉、眞如の玉、衣玉などあげてゐる所に、鐵砲玉、といふことが見えてゐる如きは、その一つであつた。所が大正十五年京城に出張して、總督府保官の李朝實録を見るに及んで、愚考を積極的に確め得べき史料が可なり多いことを發見したのであります。その當時早速前考を補つて、天文以前に我れに鐵砲ありしといふことを論じたいと思ひましたが、今日までまとめるといふ日もなくて過ぎたのであります。

偶々昭和元年十二月、廣島縣尾道市の澁谷新右衛門氏の古帳簿類を調べると、丸薬のことに關する戰國時代の文書がありましたので、古い鐵砲の所藏せられるものになからうかと新右衛門氏にたづねて見た。すると氏は奇妙な竹筒のやうな重い銅

の鐵砲があつたが、近頃見當らないといふことであつた。その後、兩度ばかりその古鐵砲の探索を督促した結果、やうやく捜し出され、ついで見ることを得たのであります。私はそれを見るなり、十年尋ねあぐんだ子供にめぐり逢つたやうな氣がしまして、これぞ天文以前の古鐵砲であらうと坐談したのであります。すると誰であつたか知りませんが、この事を大阪毎日新聞の通信員に話したのであります。同新聞に六百年前の鐵砲發見せらるるといふことが報導せられたのであります。其の後豊後南海部郡佐伯町の岩田氏(後に詳説す)から、同じやうな鐵砲を所持してゐるといふ報告を得ました。仍て早速それを借り入れて見ると、全く尾道のものと同形式のものであります。私は其の時新聞といふものゝ有難さを痛切に感じました。その時撮つた寫眞を、後に大阪朝日の通信員に示すと、それが同新聞紙上に載せられました。又それが日本全國の新聞に轉載されたと見えて、その結果、今度は北海道の端から朝鮮滿洲に至るまで、鐵砲に關する報告を私に寄せられた人が、十數人に達しました。私はかくて多くの手掛りを得て、これぞと思ふ古い鐵砲を悉く大學研究室へ借り入れ、一々比較研究をする機會を得たのであります。私は改めてこゝに、大阪や福

岡其の外の諸新聞の報導に對して、深く感謝しなければならぬのであります。時恰かも本會の大會講演に際し、前記李朝實錄に見えてゐる天文十二年以前我が國に鐵砲ありといふことに關聯する文献を考へ、以て前記の種子ヶ島以前のものと思はるゝ鐵砲、又は之れと同形式のものに參照して、再びこゝに鐵砲傳に關する愚考を披露したいと思ひます。

(二) 鐵砲の朝鮮傳來と倭寇

太祖實錄の四年(應永十一年)四月、壬午檢校參贊門下府事崔茂宣が卒去した事を録する條に茂宣の傳があり、それに次の如き一節があります。「茂宣は永州の人で、性巧慧にして方略多く、喜んで兵法を談す云々とある次に「制倭寇、莫若火藥、國人未レ有知者、茂宣每見下商客自江南來者、便問火藥之法、有一商、以粗知、對請置其家、給養衣食、累旬諮問、頗得要領、言於都堂、欲試之、皆不信、至有欺誑、茂宣積以歲月、獻計不已、卒以誠意感之、乃許立局、以茂宣爲提調官、乃得修鍊火藥、其具有大將軍、二將軍、三將軍、六花、石砲、火砲、信砲、火筒、火箭、鐵翎箭、皮翎箭、蒺藜砲、鐵彈子、穿山、五龍箭、流火、走火、觸天

火等名既成、觀者莫不驚嘆とあります。然らば火砲の朝鮮に傳來したのは、既に太祖の時代(三〇五二)にあり、其の系統は南方支那のものであることも、明瞭であります。特に此の記事の中で、今特に注意すべきことは、茂宣が火砲の發明に努力した目的は、制倭寇にあつたといふことであります。されば前記の如き多くの種類の火砲を製造し得るに至るや、直に之れを以て倭寇を討たしめてゐることが同じ茂宣の傳に見えてゐるのであります。則ち同四年秋、倭寇の船三百餘艘が、全羅道の鎮浦に押寄せるや、火具まさに用ふべきであると云ひ、茂宣も火具を用意して從軍しました。倭寇は火藥のあることを知らずして、船を集合せしめ、力を盡して戦はうとしたが、茂宣等は火具を用ひて多くの寇船を焼き拂つた。倭寇は遁れて上陸したが、皆殲滅せられた云々。茂宣は功により死して厚く追賞せられた等同傳に見えてゐる。同書世宗實錄には世宗(三〇七九)が常に火砲の改良に竭すこと頗る多く見えて居り、以後代々の王が之れが改良に竭してゐることが、同書に散見してゐます。

かくの如く朝鮮の火器の發達は、その水軍の發達と同じく、専ら備倭計劃上から起つてゐると云つてもよい位であります。而して我等の祖先は、朝鮮人がかくの如く

銳意進歩改良することに精進してゐた火砲を、傍觀してゐる筈はないのであります。今彼等の製火藥火砲史と日本人と交渉する所あつた點を考へて見ます。

之より先定宗(二〇〇五九)の元年(應永六年)六月に、日本國の使節が王闕に詣りて、食酒を賜はり、日既に夕にして、軍器監に令して火戲を張行して、之を視せしめた。所が倭驚いて曰はく、此れ人力に非ず、天神使の然らしめる所であるといつた、云々と定宗實錄に見えてゐます。又太宗(二〇〇七八)の時にも、七年(應永十六年)十二月、軍器監が王廷に於て「火山臺」を設けて、「日倭使」をして來り觀せしめた所が、驚怖せざる者はなかつた。そして火藥の爆發力が舊に倍する成績があげられたので、それに關係する諸色の匠人等は皆篤く賞賜せられたことが太宗實錄に見えてゐます。此の前後、倭寇防禦の爲め、火器火藥を戰線に發送したり、或は之れを實戰に用ひ効果が收められた等の記事が、甚だ多く同書に見えてゐるのであります。かくも火器を見せつけられた倭寇の徒は、此の頃から早やくも火器を有するやうになつたのであります。

世宗の即位の年(應永二十六年)對馬島敬差官朝鮮の在對馬駐劄官吏であつた李藝は次の如く献策してゐます。曰はく火砲碗口は唯だ銅鐵を以てのみ鑄造する。而

して銅鐵は我が國(即ち朝鮮)には産出せず、故に火燭碗口は朝鮮に於ては鑄造するところが困難である。臣對馬に至つて賊倭の中國より處得して鑄る所の水鐵火燭碗口を以て來る。請ふらくは、水鐵を以て火燭碗口を鑄て、諸州鎮に分置せん云々。そして軍器監に命せられて之を試みしめられたと世宗實錄に見えてゐます。こゝにいふ水鐵とは、如何なるものであらうか、又その水鐵を以て鑄た火燭碗口なるものが火藥の力を以て彈丸を飛ばすものであつたかどうかは、此の文面だけでは不明であります。茂宣が作つたといふ三將軍(大將軍、二將軍、三將軍)以下の諸銃は、多く明の弘治の大明會典の工部の軍器軍裝の號にあげてある火砲目錄の中に見えてゐるものが多く、此の火燭碗口なるものも、右目錄の中に碗口銃碗口砲とあるものと同種のものであらう。そして何れも初からある新式火砲であることも、大概推定し得るものであります。(歴史地理卷二十五の第一參看)果して然らば、我が足利將軍義持の頃には、少とも對馬地方に、新式鐵砲が直接支那から傳はつてゐたことは否み難い事實であります。それに此の事のみが、單獨に傳はつてゐるのではないのであります。同實錄に據れば、世宗の八年(應永三十三年)十二月に、朝鮮の兵曹が、江原道の監司の献策

に依て嶺東の浴海住民をして、焰焔を煮取らしめることを止めた。其理由は、焰焔の煮取りを、嶺東の沿海民に委せておいては、奸民又は主人に背いた奴婢が、茂陵や對馬に逃れ往き、島將等が、これに依て焰焔製造の秘術を島人に教習せしめる怖れがあるといふにあつたのであります。

世宗實錄に據れば、その二十七年(文安二年)にも、同様の事について考へられてゐます。則ち此の時世宗は、政院の反對があつたにも拘はらず、司礪局を、王廷内の内司僕の南に置いて、焰焔を製造せしめる事としました。其の理由とする所は、最初此の事について、政院が反對したに對し、世宗がその再考を促すための主張に、委細を盡してゐます。則ち世宗臣議を排して曰ふには、「昔一人あり、倭に虜にせられ、焰焔を煮るの術を拷問せられ、慘酷を極はめた。其の人還ることを得て曰はく、若し方術を知らば、其の苦みに堪へなかつたであらうと云つたことがある。今朝臣の遣はされて、全羅、慶尙の兩道に煮取るものは、唯だ酒色に耽り、これを工匠に委ね、工匠は人の廬舎にゆきて、脅かすに此地を以て焰焔を煮取ることを以てし、因て以て人の貨賂を受け、民多く之れに苦しんでゐる。(工匠は、人家の屋敷の土を沒收して、焰焔を煮取らうとし

住民は贈賄して屋敷の沒收を免れようとし、爲めに大に苦しんだらしい。昔儀政許稠以爲らく、焰焔を煮るの處が倭島に近く、其の術の洩れることを恐るゝ、宜しく慎密にすべきである。今倭人はその術を學ばんとすること久しいのである。嘗て唐人を虜にして、始めて火砲の術を解した。さきに李藝が日本に往つた時に、火砲を以て之れを迎へた。然し火氣が猛ならず焰焔を李藝に請うたが、李藝は無きことを以てしたといふ。今焰焔匠はもと賤穎であるから、誘ふに利を以てせられなば、必ず其の術を教へるであらう。況んや焰焔の藥は、皆彼れに出づ、焰焔製造に要する藥品は、皆日本から産出するの意であらう、若しこれを學ばゞ、不可の大なるものである。又外方(日本を指すのであらう)の煮る所は、費多くして出づる所反つて少い。肆に予は京中に於て暫く煮ることを試みるのみ(中略)外司に於て煮る所は、恐らくは、倭人の知る所とならう云々とあるのであります。

こゝに世宗が已の主張の論據として引いた李藝に關することは、世宗實錄元年の條の李藝の獻策の事實と參照して、當時すでに對馬に於て火砲の行はれてゐた様子を知るべく、又其の火砲は、倭寇が捕虜の支那人から奪ひ知つたものであること分

明に知られるのであります。かくて室町時代の初期に當つて、對馬に於て用ひられてゐた鐵砲が、九州の地方に傳はらなかつたと思へるでせうか。これと別途に琉球人が文正元年に我が幕府に入貢した際、幕府の惣門外で一兩聲の鐵砲を發したことのあつたについては、屢々私の紹介した通りであります。これは禮砲の意味であることは、李藝が對馬に行つた際、歓迎の禮砲が發せられた事に依ても明白であります。琉球人が鐵砲を發した時、人皆聽いて驚顛すと蔭涼軒目錄にあります。さすれば之より先、應永中、李藝が對馬で禮砲を以て歓迎せられてゐるにも拘はらず、それから五十年も後の文政の年代に、京都の人は發砲の音響などをあまり聞いた事がなかつたといふ事を略ぼ推定し得るのであります。それにしても、對馬で禮砲を響かす程鐵砲が行はれてゐたのに、地方九州の者が斯る利器を知らずしてすんだでせうか。又京都の人々が琉球人の火砲を見聞したゞけで、またそれを見逃したでありませうか。

(三) 日、鮮及び琉球の往來と鐵砲

朝鮮へ傳はつた火砲や火薬は、江南から傳はつたものであることは、前記の通りで

あります。而して頻りに江南に出入した琉球人や瓜哇人の間にも、はやくから火砲が傳はつてゐたと想像されます。而して琉球人と、瓜哇人とが、朝鮮に往來するに際し、我が國は兩者の間にあつて、常に重要な地位にゐたことが、又李朝實錄に依つて明白であります。

室町時代には、琉球人が常に我が國に入貢してゐて、日琉の關係は最も緊密でありました。琉球が朝鮮と往來するについても、我が國が常に先導をなしてゐたやうであります。此の先導の意味は、琉球人が倭寇の掠奪を免かれる手段であつたやうであります。一方我が先導者は、琉球人の先導といふ名儀のもとに、琉球人の報酬を受け、かつ貿易を行つたものと思はれる節があります。太祖實錄に據れば、太祖の三年（應永元年）九月琉球の中山王察度の使者が、日本の使者と共に太祖に朝見してゐます。そして日本の使者は琉球の先導であつたらしい。また太宗實錄に據れば、太宗十六年（應永二十三年）正月李藝を琉球に遣はして、日本人が琉球に轉賣した朝鮮の捕虜をつれ還へらしめんとし、尋いで李藝は轉賣の朝鮮人四十四人を率ゐて七月琉球から還りました。又太宗實錄に據れば、太宗の十七年（應永二十四年）十二月に、明の成祖が

明に入貢した琉球の使者の歸國に際し、汝國與日本國交親、後日征日本、則汝國必先引路セよ云々と宣諭する所があつた。蓋し義滿薨じ、義持は明に入貢せず、一方倭寇が頻りに明の邊海を寇するので、明の成祖は、義持を威嚇しようとして、右の如く琉球人に對して揚言したのであらうと思ひます。そはとにかく、此の一段は以て日琉間の親密なる状態を知るべきであります。

世宗實錄に十一年(永享元年)九月島津貴久が、琉球の漂流者を朝鮮に送つて、琉球にかへらしめてゐることが見えてゐます。端宗實錄の元年(享徳二年)四月に琉球人は日本人に捕へられ、奴として賣られた朝鮮人を換買して送還したことがあります。

世祖實錄の四年(長祿三年)閏二月に、琉球の使人が、京極殿、畠山殿の使者と共に朝鮮に來ることが見えてゐます。同年三月世祖は、更らに日本人泉氏を代理として、朝鮮の漂流民を送還せしめ、泉氏は使僧をして代つて之れを朝鮮に送らしめてゐることがあります。之れ等の事實は、何れも琉球朝鮮の交通と我が國との關係を物語るものであります。次の事件の如きは、更らに三者の關係を示す興味ある史實であります。成宗實錄二十五年(明應三年、即ち琉球人が鐵砲を室町幕府門外で放つた文正元年よ

り約三十年後に當る)五月に、成宗は久しく絶えてゐた朝鮮通問を復し、僧天章を使僧として朝鮮に派遣しました。偶々平皮古三甫羅(平彦三郎なるべく、宗氏の一族か)といふ對馬の者が、さきに朝鮮に歸化し、當時琉球に渡航してゐた。それが歸鮮するといふ便宜に託して使僧を派遣したのである。かくの如く日本人が一旦朝鮮に歸化し、更らに琉球に往來し、かの相當の地位を有してゐたやうな者が、鐵砲の如き利器を或はこれを朝鮮に受け、或はこれを琉球より受けなかつたであらうか、李藝は對馬の人が唐人を捕へて鐵砲を得たといつてゐるが、それは必ずしも信すべきことでない。日本を取まく鐵砲の所有者と日本との往來は盜まなくても、當然これを我れに傳へたと信せられます。

(四) 瓜哇と日、鮮との往來と鐵砲

こゝに瓜哇と日鮮との往來を語ることは、直接本問題に係はることでないが、些か参考として述べたいと思ふ。太宗實錄に據れば、太宗の六年(應永十三年)五月二十二日瓜哇を發した「南蠻瓜哇」の使者陳彦祥が、閏七月一日に全羅道群山島に至るや、倭寇

のために掠奪せられ、ために二十一人戦死し、男女四十人逃れて朝鮮の沿岸に上陸しました。その年八月、宗貞茂は南蠻船を掠めて得たものと稱して、蘇木胡椒及び孔雀を朝鮮國王に進貢した。陳彦祥はこの時、朝鮮に訴へて、輕舟一艘を貸し與へられて本國に歸還しました。其の後、太宗の十一年(應永十八年)七月陳彦祥は、我が博多に來り、明年正、二月の頃上京すべきことを朝鮮に報じ、ついで同十二年日本の「宇久殿の使者と陳彦祥の使者とが朝鮮に來り、日本國人、性本より貪暴にして、多く陳彦祥の財を竊まんとす、恐らく中路にして我を殺して以て其の迹を滅さん」と訴へて、護送船の派遣を乞ひました。宇久殿とは松浦氏の黨にして、五島の宇久島に據れる宇久氏のことであらう。思ふに對馬の宗氏は瓜哇人の朝鮮貿易を悦ばず、曩にこれを群山島に於て掠奪したのである。そこで瓜哇人は五島の宇久氏の海上擁護を得、更らに朝鮮の護送船の派遣を乞うて、朝鮮に渡らうとしたのであらう。琉球人が日本に入貢し、其の先導に依つて北支那や朝鮮に往來した如く、瓜哇人は宇久氏の先導を必要としたのであらう。その何れにしても、我が國は當時我が南方の、遠い南蠻地方と朝鮮及び北支那地方との海上往來を中斷して、殆んど絶對の海上權を握つてゐた様子がよ

くわかるやうであります。かくの如くんば、江南と朝鮮との往來に對しても、倭寇は又隨分の支配力を握つてゐたと想像することも、必ずしも無理とはいへないと思ひます。かうした地位にゐた我が國が、また支那江南や南蠻諸國と、朝鮮や北支那方面との文化上の交通の埒外にあるべき筈がないと思ひます。現に鐵砲傳來の一事に於て、對馬は正しく其の埒内にあり、而してその地方九州のみが埒外にあり得べきことではないのであります。

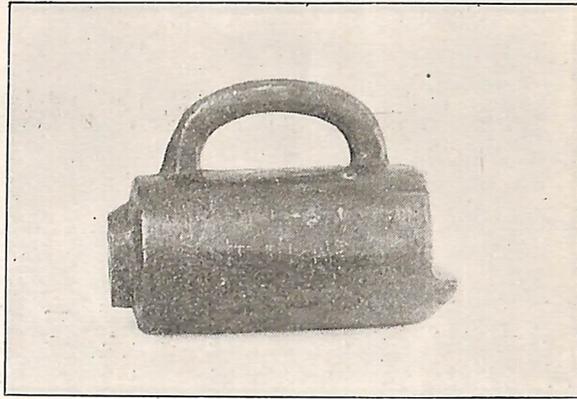
(五) 予の蒐集せし鐵砲の種目

昨年來予の蒐集した鐵砲を今其形式上から分類すると、三種に分たる。而して第一及び第三種のもは、僅かに一點づゝに過ぎない。そして第三種のもは寫眞で見たゞけのものである。今左に其の目錄と簡単な説明を加へようと思ひます。

第一種

小樽市史談會所藏。黃銅製。砲身長さ一七・二センチ。口徑三・六センチ、砲身徑八センチ銘文に「九斤三錢」三十五字とあり、點字の如き方法にて刻した三文字がある

寫眞(一)



が、不明であり、或は「富寧上」かと思はれます。(寫眞「一」參看)

第二種

(イ)類

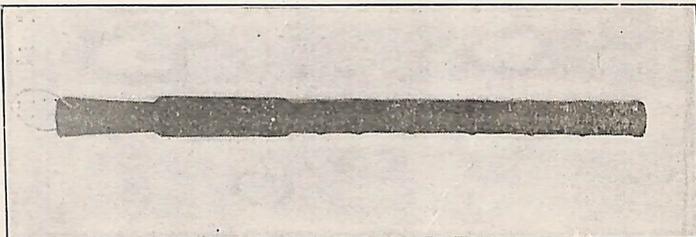
(1) 小樽市史談會所藏。黃銅製。銃身長さ五五、七センチ。銃口徑一・八センチ。銃把口徑三・八センチ。點字式に刻した銘文三字ありて「仕會上」とあり、他の二字不明であります(寫眞「二」參看)

(2) 大分縣佐伯町岩田莞爾氏所藏。青銅製銃身長さ三一・四センチ。銃口

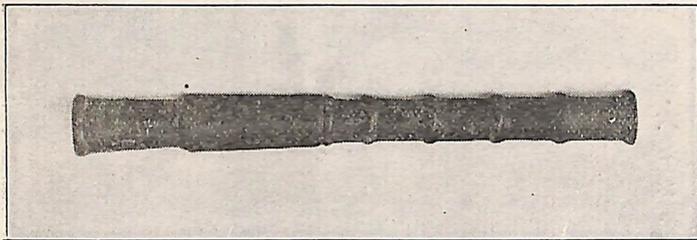
徑一・六センチ。銃把口徑二・八センチ刻文に「朝天」「西山」と二字づゝ二行に刻してあり、其の外「重二斤」とあります(寫眞「三」參看)

鐵砲の傳來に就いて

寫眞(二)



寫眞(三)



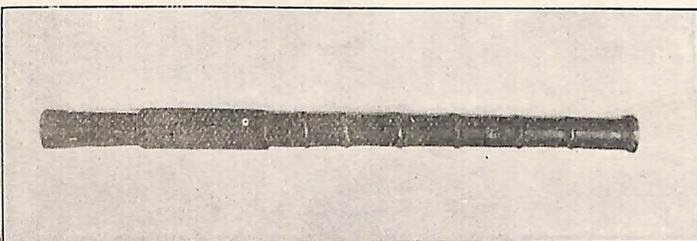
(3) 尾道市澁谷新右衛門氏所藏。青銅製。銃身六二センチ。銃把口徑三センチ。刻文に「據字鑰勝重三斤十六兩二尺一寸二分」とあり、又點字式に刻した文字に「竟府上」とあります。

(ロ)類

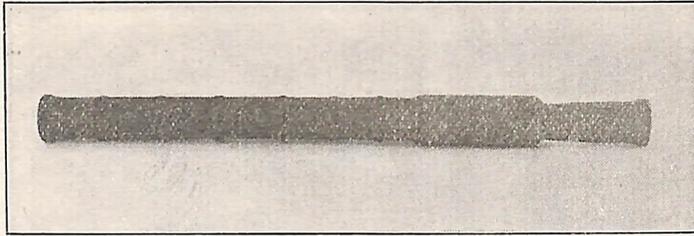
(4) 大分縣北海部郡幸崎村飯塚毅氏所藏。青銅製銃身長さ五七センチ。銃口徑二六センチ。銃把口徑四・六センチ銘文に「萬曆己卯四月日造勝字、七斤七兩匠檢(?)校(?)」四と四行に刻してあります。(寫眞四參看)

(5) もと朝鮮釜山武藤長平氏所藏、現在九州帝國大學所藏。青銅製。銃身長さ五七センチ。銃口徑二一センチ。銃把口徑三四センチ。

寫眞(四)



寫眞(五)



銘文に「南原府造」勝字五斤八兩「藥七錢、中丸」
□丸十□□□「匠人兪終孫」と數行に刻してあ
ります。(寫眞「五」參看)

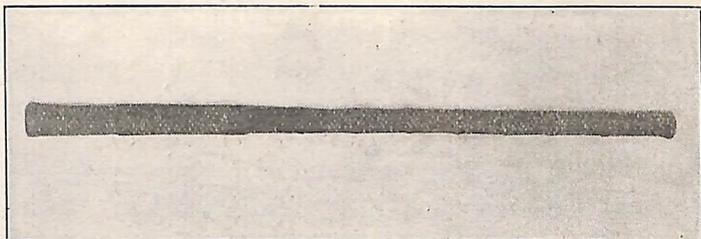
(6) 岡山縣津山市福井芳朗氏所藏。青銅製。銃
身長さ七六センチ。銃口徑一八センチ。銃
把口徑二・八センチ。銘文に「萬曆卯春」五斤七
兩、藥六(以下別行)「錢、草芝」と三行に刻してあり
ます。(寫眞「六」參看)

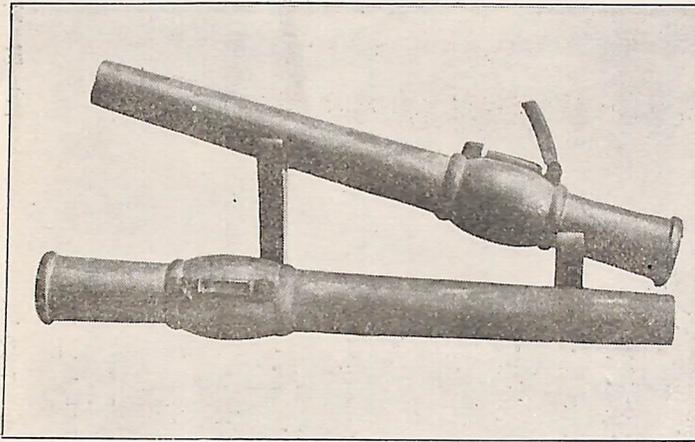
第三種

滿洲奉天府白崎喜之助氏所藏。青銅製。銃
身長さ四六・二センチ。銃口徑一・五センチ。
直徑銃把口徑であらう二・三センチ。銘文に
「天字染萬參千貳佰玖拾肆號」宣德元年拾壹月
日造」と二行に刻してあります。

鐵砲の傳來に就いて

寫眞(六)



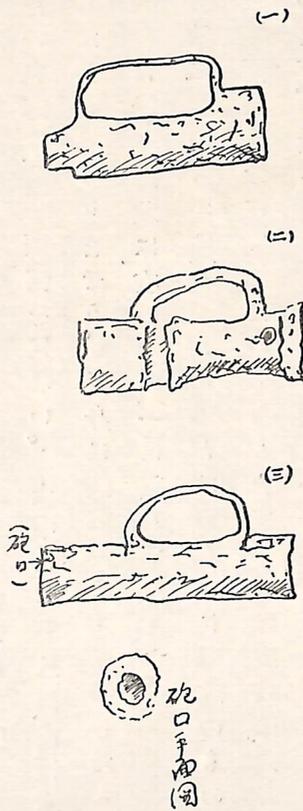


此の銃の寫眞の原版は、奉天醫科大學教授醫學博士黒田源次氏の所藏にかゝり、即ち本考に掲載した寫眞〔七〕であります。猶ほ此の寫眞の二つの銃の内上部のものには正統の銘あり、形式、大さ、重量〔五百九十匁〕等同じであるといふ事であります〔同博士説明に據る〕。又之と同じ形式のものが、北京の歴史博物館にあり、銘文には「天字陸萬玖千玖佰肆拾捌號」明宣德元年拾壹月 日とあるといふ事であります。〔同博士説明に據る〕〔寫眞〔七〕參看〕

(六) 蒐集せし鐵砲の形式

第一種類のものは、寫眞で示す如く、一見火熨斗の如き形をなして居り、其の性質からいへば、提げる爲めにつけた柄のある臼砲であります。此の

形式は、最も原始的な砲の一種で、在ベルリンの武器博物館に此の種のもものが數個あります。小亞細亞發見のもの一、獨逸のオスト、フリースランド發見のもの二、印度のカルカッタ發見のもの一、等皆それであります。此の外にも二三點同種の陳列品があります。何れも鐵製、赤さびになつてゐたと記憶してゐます。今予の寫生帳の中から小亞細亞發見のもの(一)オスト、フリースランド發見のもの(二)カルカッタ發見のもの(三)の三點の寫生(側面)圖を左に示さう。



の鑄造の手法は、たゞ鑄形に入れて造つたばかりでなく、多少削り磨いた形跡がある。

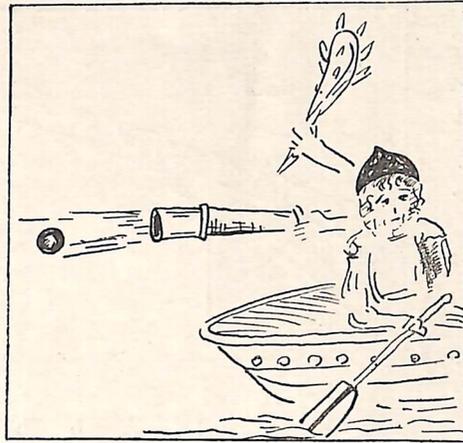
銅質は非常によく、光澤があり、四分一銅(銅百と銀八乃至二、三の合金)に見るやうな黄灰色を呈してゐます。此の地金の質は第二種の(1)と全く同じやうであります。砲尾の突起は、他に類例を見ない。土中にさし入れ、或は木に挿んで、反動を防ぐ爲めにしたものでありませう。銃身は銃口から鑿り通したもので、手法が粗雑であります。砲の口邊の體裁は右の圖の(一)に類してゐます。

第二種のもものは(イ)類と(ロ)類とは全く同じ形式のものであるが、たゞ年代の相違に依て兩類に分けて見たのであります。故に形式は、兩者同じだが、手法は多少違つてゐます。抑々此の竹筒式の火器は大明會典其の外明末の兵書によく現はれてゐる手把銃、手把銅銃又は單眼銃など稱するものと同式のものであらうと思ひます。武備志に左の如き單眼銃の圖繪がのせられてゐます。銃としては最も原始的のもの



で、歐洲人やアラビヤ人の間には、既に十四世紀の頃から用ひられてゐたものであります。尤もそれは手把するものでなく、車架につけた、比較的大きなものであつたらしく思ひます。

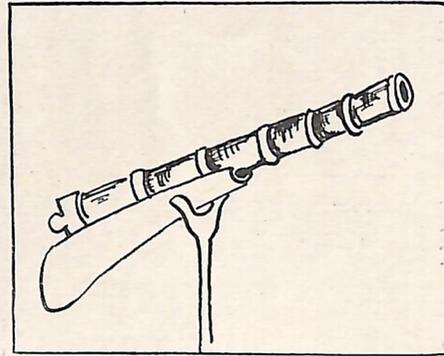
ベルリンの海軍博物館にある船舶圖彙の中に、千四百五十年のコンラードといふ人の手記(ニウレンベング博物館所藏)の中に、船上から放つてゐる此の種の式の鐵砲の



圖があり、次の如きものであります(予の寫生帳より)。此の鐵砲は、柄をはめてゐるかどうか不明であります。が、形式は全く同性質のものであります。歐洲の主要な博物館を見學した際、古代の火器について相當注意をしたが、こゝにいふ第二種の竹筒の如き節の多い銃筒を有するものは、小銃では見當らなかつたが、艦載用又は陸戦用のやゝ大きなものは、尠くなかつた。巴里のクルーニー博物館にもあつたやうに記憶する。ベルリンの武器博物館には、千四

百五十年から千五百年の間に作られたと推定せらるゝ此の式の大砲で、印度のカルカッタにゐた某氏の寄贈品があつた。前記船舶圖彙にも、艦載の此の種のものゝ圖が掲げられてゐる。「ベネチアの海軍」(Navi Venete)といふ書物に據て、千四百五十

年代にマストに装置した大砲(Mastgeschütz)といふものを見るに(予の寫生帳より)次の如きものであります。我が遊就館にも此の種のものがあつたやうに記憶する(大正



二、三年頃見學)。かくの如く形狀は大分異なるものもありませんが、其の法式に至つては、以上皆同一式のものであります。今蒐集した第二種の者は、皆柄を把手の筒に指入れ、或る物は把手に小穴あり、之れに針金を通して銃と柄とを結びつけるやうにしたものであらうと思ひます。

猶ほ朝鮮では此の式の火器を何と稱してゐたでありませんか。朝鮮の造兵書である神器秘訣宣宗以後のものならんに、大勝銃、次勝銃、小勝銃、天の勝字銃等の意であらうの外、各字名の銃が多くあげられてゐる(例へば天字銃、地字銃といふが如き)。而してこれを李朝實錄に徴するに、之れ等の銃名が宣祖以前には見當りません。尤も精細に搜したならば載つてゐるかも知れませんが。それにしては甚だ多くはあるまいと思ひます。李朝實錄に古い時代から多くあらはれ

てゐる火器で、此の種のものに相當すると思はるゝものは「銃筒」とあるものであらう。同實錄成宗二十五年明應三年に、銃筒箭、神機箭、三銃筒、新製銃筒を實習したものは、いまや一二人に過ぎない。宜しくこれを實習せしむべし云々とある。又同實錄に據れば、之より先、世宗の三十年(文安五年)各道營鎮の官吏の交代に際して、銃筒等の數其の他の點について嚴重に檢閲せしめることが令せられてゐます。又同實錄、文宗の元年(寶徳三年)に鐵信砲、將軍火炮、細銃筒の線穴、導火線道を七釐から八釐に改めしめることがあります。又同實錄、湍宗の元年(享徳二年)に、農月に際しては、南海沿岸の諸浦をして、銃筒を作らしめる事を止めしめた事が見えてゐる。之等の銃筒又は細銃筒、新製銃筒などあるものが、各字號を附されて大中小の勝字、或は天地宇宙等の字號を附して差別したものであらう。予の蒐集した此の種のものゝ中で(4)及び(5)は勝字、(三)は據字號であります。猶ほ第二種の中で、(イ)類と(ロ)類との製作上の手法、其の他の點についての相違は、後段に此の種のものゝ製作年代を述べる條に譲りました。次に第三種のものは、第二種の形式を完備したものであります。その主なる相違は、發火口の裝置が大分違つてゐます。此の式は、導火線を導火口に挿むことをせず、

燃燒し易き藥品を導火口の外邊に裝置してあるケースの中に入れて、それに點火して後蓋を掩うて、發火せしめるやうにしたものゝ如くであります。又火藥を巔充する所を太くしたものは、發裂を防ぎ、かつ火熱の銃身の外部に傳はることを防いだものであらうと思ひます。此ふくれた部分の内部の構造は今詳かにしてゐません。把手に柄を附するのは第二種と同様であつたでせう。而して第二種のものと同じく大明會典に手把銅銃とあるものゝ類に屬するのであらう。なほ大明會典には銃砲、手銃等の名があるが、これも手把銅銃と種類を同じうするものと思ひます。

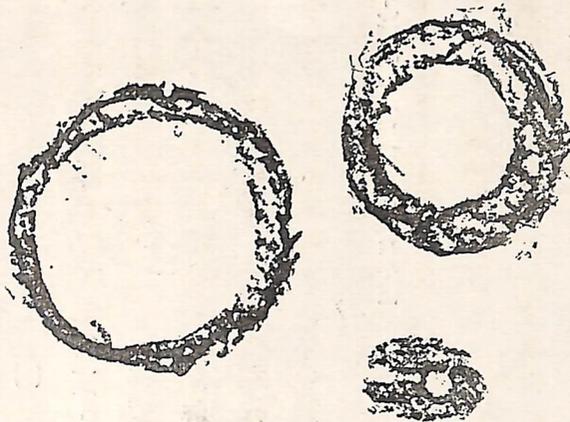
(七) 蒐集せし鐵砲の來歴

第一種のもものは、もと小樽史談會役員橋本堯尙氏の所有であつて、その報告も氏の寄せられたものであります。同氏の報告によれば、初めこれは氏の友人某氏が、數十年前支那にて、珍らしき鐵砲であるといつて、買ひ求めて招來したものであるといふことであります。されば予の天文十二年以前に我が國に鐵砲ありしといふことに資すべき材料としては、大なる價值はないのであります。

第二種の(イ)類の(1)も右と同じ傳來でありますから、本考には直接の資料とはならざるも、此の種の形式のもので、支那製と思はるゝものは、外には甚だ少ないのでありますから、國內に於て發見されたものの由來を考へるには、貴重な遺物といはねばならない。次に(2)については岩田氏に、その傳來をたづねたが、殆んど全く不明でありました。同家は代々醫を業とする舊家であるが、其の昔豊大閣の征韓陣に従軍したといふやうな傳もない。又そうした系統で、他から傳はつてきたといふやうな傳へもない。全く傳來不明であります。故に其の昔倭寇傳來の品でなかつたとはいへないのであります。次に(3)の傳來については、澁谷氏に再三其の由來をたづねたがたゞいつの昔からともなく、家傳してゐるといふことであります。考ふるに澁谷家は、戰國時代にすでに毛利氏に事へ、江戸時代の最初から尾道の町年寄をした家であつて、同氏のその當時の文書に、火砲に關するものもあるぐらゐであります。故に本考に取つては此の鐵砲は最も興味ある遺品であります。後段更らに委細に述べたいと思ひます。(4)は飯塚氏の嚴父が、かつて朝鮮にゐられたことがあるので、或は朝鮮から持ち歸つたものであるかも知れないといふ外、何事もいひ傳へられてゐま

せん。(5)は武藤氏が釜山附近で發掘されたものを買得されたものであります。(6)も傳來不明であります。而して此の(ロ)類の三點は、いづれも萬曆の年號が刻してありますから、皆天文以後のもので、天文以前に我が國に鐵砲ありといふ愚考の討究には直接有力な資料とはなりません。次に第三種の傳來は、黒田博士にも判つてゐないのであらうと思ひます。いづれも明の比較的早い時代のもので、此の時代既にかくも立派な製品のあつたといふことは、間接我が國に於ても之れが知られざる筈のないことを語るものであります。殊にその番號の高いところから察して、餘程それが普及してゐたことを推定せしめるもので、右の次第と同様のことを吾人に告ぐるものであります。併し本考には矢張り直接の資料とはなりません。かく觀察して來ますと、本考の論旨をすゝめるに當つて、十分吟味を要するものは第二種(イ)類の(2)及び(3)であります。今之れが吟味を進める前に、其の製作の年代を考へる必要があらうと思ひます。(2)及び(3)の形式は(ロ)類の三點と全く同じであります。たゞ把手に柄を結び付ける爲めに明けられた穴がないのが違つてゐるくらゐであります。然らば右二種も、萬曆頃のものゝ推定すべきか。予は兩類のものを詳かに比較して

(ロ)類(6)の銃口及び把手口平面と導火口の平面



鐵砲の傳來に就いて

左の如き諸點に於て、相違してゐることを知つたのであります。

(A)(イ)類の方は概して銃身が(ロ)類よりも短く、かつ銃身の長さと銃口徑の比律が(ロ)類よりも大きい。

(B)(イ)類の導火道の穴の明け方が非常に粗雜で、鑿りあけられたものらしく、自ら其の口徑が(ロ)類のものよりも大きい。(ロ)類の導火道は銃身を鑄る際に同時にあけられたらしく、頗る正確にあけられてゐます。

(C)(イ)類の銃身は鑄形で一應鑄あげて後、更らにそれを削りたてゝ、節を削りのこしたやうにも見えます。これに反し(ロ)類はあけられたまゝで、あとで加工せられた形跡は全くありません。

(D)(イ)類に用ひられた銅の質は、(ロ)類のものよりも

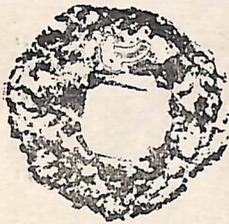
(イ)類(2)の銃口平面



一般によく、光澤に富んでゐます。殊に(ロ)類の(5)及び(6)の用材は極めて粗質の青銅であります。

(E)(イ)類の銃身の鑿り方が(ロ)類のそれに比して、いかにも古拙であつて、圓筒形をなさず、上に揚ぐる兩類の銃口の形狀を比べて見れば、直に明瞭に知られるのであります。右の相違點により、年號の銘はないけれども(イ)類と(ロ)類とは、その製作の年代に相當のへだたりのあることを知り得るのであります

(イ)類(3)の導火口及び銃口平面



(八) 蒐集せし鐵砲の製造地

予の蒐集せる諸鐵砲の中で、其の銘文や傳來に依つて、略ぼ其の製産地が朝鮮であることの知らるゝものは、第二種の(2)朝天とあるのは巨濟島の朝天であら

う(4)及び(5)であります。而して(4)(5)に比して(6)も亦、朝鮮で製造せられたものと斷じてよからうと思ひます。そして第一種のもの及び第二種の(1)はその傳來によりて支那製と見なければなりません。又第三種のもは、其の銘文に依つて、支那製であることは頗る明白であります。こゝにたゞ一つ問題となるべき事は、第二種の(3)即ち尾道澁谷氏所藏のものであります。今これを第二種の(1)即ち支那製のものに比べると、形式及び手法が、すべての點に於て一致してゐる。その點字式の文字の刻されてゐる點なども兩者同じであります。たゞ用材の地金の質が澁谷氏のもの(3)は青銅で、小樽史談會のもの(1)は前記の如く、黄銅である。しかし其の質のよい點は一致してゐる。當時朝鮮には銅の産出が尠かつたらしく、世宗實錄、二十七年(文安二年)に朝鮮には銅鐵産せずして、自ら火砲が尠い、廢亡せる寺の銅器の計數をのころところなく調べさせてゐる事が見えてゐる。又宣祖實錄二十八年(文祿四年)に、寺の梵鐘を鑄潰して鳥銃を作らしめることが見えてゐます。以て朝鮮製の銅銃の用材の惡質なることを了解し得るのであります。彼れ此れ、以て澁谷氏のもは、或は支那製であるかも知れませんが、前に紹介した神器秘訣には諸字號の銃砲の名を列記し

てゐるが、其の中に據字の號は見えてゐない。此の點も之れが朝鮮の製造であることを極め難い根據の一つであります。併し上記の根據のみに據て、其の朝鮮製にあらざることを定め難い。猶ほ後日の研究をまたうと思ひます。よしこれを支那製として見ても、第三種のものゝ巧みな手法、整然たる銘文の書體や刻法に比して、之れは餘りに粗製の感があります。そはとにかく澁谷氏所藏のものは、その産地の何れにありとするも、天文以前に既に我が國に傳來してゐたものゝ中、今に遺つたものゝ一つでありと考へ得らるゝのである。而して此の點に就いて特に參考しなければならぬのは、澁谷氏の歴史であります。

(九) 澁谷氏の由緒の鐵砲

正徳五年に書かれた同家の由緒書きに「私共先祖澁谷對馬と申者、相模國より罷越毛利輝元様江罷出、對馬より七代、御奉公相勤罷在居申候、七代目澁谷與右衛門儀、其時分知行所備後國(中略)にて、物成四百六拾三石壹斗之餘被下候、七端帆、關船壹艘之役儀被仰付、則尾道に居住仕候(中略)其子與兵衛と申者、私共ためには父親にて候」などあり、

之れに據れば、澁谷對馬が相模より來りて毛利氏に事へ、對馬から七代目の與右衛門が毛利輝元に事へたとする。同家の文書に據れば、與右衛門が毛利氏に事へたのは、天正以前にあることが分かるのであります。則ち毛利氏の勢力が、備後の奥郡から海岸方面に進出し、更らに備中備前方面に伸展する頃、與右衛門が輝元に事へたのであらうと思ひます。故に與右衛門の七代前の先祖より毛利氏に仕へたといひ、與右衛門が初めて尾道に居住したといふ由緒書きはあまり信用し難いと思ひます。

與右衛門は輝元に事へ、米穀金銀を預り、海上運送業を營んだ事、慶長元和の頃から尾道の町年寄となつてゐた事、輝元に事へて海上に戦功さへあつた等の事から察するに、澁谷對馬といふ者の頃から尾道附近に土着し、爾來間もなく相當の勢力を有するやうになつたものと思はれます。其の家系についていふべき事もあるが、今は之れを略したい。かうした家柄の澁谷氏に他に古い鐵砲のあつたことを語る文書がありません。前掲同家の由緒書きの終りに、同家の文書の寫しを載せてゐる。その中に、十二月十一日附けで、大にしや庄兵衛より町年寄五郎右衛門に宛てた同家の武器目録があり、年號はないが、少くとも正徳五年以前のものであらう。恐らく江戸時代

の初め同家の家寶とする武器のみをあげたものと思はれます。其の中に、

一 鐵砲

貳 挺

去年御改之節御公儀江指上ケ置申候

とあり、御公儀(幕府をさした)ものか、それとも土地の大名淺野藩をさしたか不明、多分幕府をさしたものであらう)へ差出したとあるから、極めて珍らしいものであつたと思像されます。目錄には七點の武器をあげてゐますが、公儀へ差出したとあるものは、此の外にはない。又同家文書中に、次の一通があります。

請取申合藥

大樽九ツ

以上

天正十八

貳月十八日

堀九(花押)

澁與右

天正十八年二月といへば、豊太閤がまさに關東に出征しようといふ時であります。堀九は堀久太郎秀政ではなからうか。今直にその花押を調べる便宜がない。それ

はとにかく、澁谷與右衛門が合藥即ち火藥の、かくの如き大量を運送したとしても、或は賣つたとしても、澁谷家と火器との關係上、興味ある史料であります。次の文に參看すれば、たゞ單に運送したものであるまいかと思はれます。次の文書は其の外の意味に於ても頗る興味の深いものであります。

合藥之儀、日本目壹斤を、貳文め四分五分に、こゝもと、千斤も二千斤も付候はゞ、かゝ可申候、代之儀者、急々申候て、其元にて可被相調候、いかにも遅々候ては、無曲候、遅々候はゞ、不入候、恐々謹言

二太

十一月廿日

就辰(花押)

佐與

三直(?)(花押)

澁谷與右衛門尉殿

參

二太は二宮太郎左衛門、佐與は佐世與三右衛門で、何れも輝元の重臣であります。文書の内容は、署名者より千斤でも二千斤でも、至急火藥の買入れを命じたものであり

ます。こゝに特に注意すべき事は、合藥の分量をいふに、日本〇〇壹斤とあることであります。かく特に日本目と斷はる必要のあつたのは、火藥賣買の關係者の中に、日本人でない者があつたと想像しなければなりません。同家の文書中に、文祿慶長の征韓役關係の文書もあります。或は此の文書もその時代のものゝやうにも思はれます。併し前記の如く、文祿役以前、澁谷氏がすでに大量の火藥を取扱つてゐた點及び此の文書の内容が、火藥の買入れを急いでゐる點等から考へて、恐らく此の文書は、天正十年以前、則ち輝元の盛んに四隣の經營に狂奔してゐる時代のもと思はれます。果して然らば、當時外國人と交渉して、澁谷氏が火藥を買入れてゐるといふことは、頗る面白いことで、同家傳來の支那若しくは朝鮮製と思はるゝ古銃の由來を、此の文書に關聯して考へる事は必ずしも不自然とは言へまい。況んや同家には江戸時代の初めに、公儀へ差出しを命せられたと思はるゝ、珍奇な鐵砲を有してゐたといふ文獻があるに於てをや。

(十) 結

語

尾道の澁谷氏の鐵砲(第二種の(3))を見出し、つゞいて豊後佐伯の後藤氏の鐵砲(第二種の(2))を發見して以來、前にも述べた通り内地だけでも北は北海道に及び、外は朝鮮支那方面に達する範圍に於て、遺つてゐる天文以前の古銃又はそれと同形式の古銃を知つた。そして滿洲のものを除いては、悉くこれを座右に借入れて、自由に研究することを得た。その結果、天文以前に我れに、鐵砲の存せしといふ年來の愚考に直接參考となつたものは、餘り多くなかつた。則ち最初に發見した第二種の(2)及び(3)に過ぎない。しかも(2)は其の由來を考ふべき口牌も文獻もなく、獨り(3)に至つては、保存者の家系や文書等、其の來歴に參考となるべき貴重文獻が遺つてゐる。今私は前章に述べたやうな澁谷氏の由緒を以てその家傳の古銃を眺めたい。そして李朝實錄に據て知られた我が火砲史を、全然此の考察の範圍外に置くとしても、此の古銃は、天文以前、支那又は朝鮮から傳來したものとすべし、有力なる候補者たる事を主張した。況んや第二章第三章に於て述べたが如き、異稱日本火砲史の存するものあるに於てをや。此の考に於て是非論及する必要のあるべき事も既に舊考に於て論じた事は、こゝに再述する事を避けた。かくして今この考を終はらうとするに際し、

我が文化史の大勢から觀察して、右の結語に再びいひ及びたい。

我が文化史は、いふまでもなく大陸文化の消化史であり、同化史であります。故に從來の西洋に於ける支那、日本學の研究者の或る者は、日本文化を以て、支那文化の一分派となした。我が國の支那學者の中でも或る者は、日本文化は、支那文化の範圍に置かるべきものとするのであります。それだけ我等の文化發達の道程は、大陸のそれに接近してゐるのであります。否な或る點では兩者合致してゐるのであります。しかも其の道筋に至りては、如何に接近してゐても、同じ道筋はない。一度追分をあとにすれば、一は江戸に至り、他は京都に至るのであります。かうした過去の文化史に育てられた我等國民の國民性には、模倣性が頗る多いのであります。模倣性といへばあまり善く聞えないが、他を了解し、他を征服し、他を我れに同化する性能といへばよいのであります。僅々六十年にして、とにかく歐米の所謂文化國と形而上相距ること甚だ多からざる状態となつたのも、かゝる國民性に因るもの多いと思ひます。而してかうした國民性には、沒我的な流行癡ともいふべき、忌まはしき短所の養はれたのも又止むを得なかつたのであります。かくして我が宗教、信仰、風俗、習慣等を、箇

々に取つて其の由來を煎じ詰むれば、其の根元の大陸にあるもの甚だ尠くない。かうした日本人が室町時代の初め以來天文十二年に至る、約百五十年間、我等を取まく周圍の國々に存在してゐた重寶を、手に入れずして過したでありませうか。そも支那人、琉球人、朝鮮人は、かつてこれを我等の祖先に示す事をしなかつたのであらうか。否な我等に示さんが爲めにこそ、則ち倭寇撃退のためにこそ、此の重寶が用ひられてゐたのであります。加ふるに此の重寶を製造し、使用するに必要な材料は、寧ろ我より彼等に供給したのであります。しかも徒らに我等の祖先は火砲の威力に驚歎してのみゐたとすべきであらうか。到底首肯し難い事であります。今朝鮮史の教ふる我が火砲史及び國內に存する天文以前傳來の火砲の遺物とすべき有力なる候補者を見るに及んで、益々不可思議に思はるゝことは、天文以前の文獻に、鐵砲傳來や、鐵砲製造等に關する事の見えない點であります。かくて此の不可思議の事實は、いかに不思議であつても、ために天文十二年以前に火砲なしと斷すべき材料とするには不足であると思ひます。考ふるに江戸時代以前に於ては、文筆の所有者は甚だ狭い範圍に限られてゐた我が國に於ては、それもあまり不可思議事とするに足らないか

も知れない。漢學佛敎の傳來は餘程古い事であらうと思はれますが、應神天皇、欽明天皇以前に於けるそれらの傳來等については、國史上の文獻はないのであります。まして文筆の乏しい方面に於て、専ら用ひられたと思はるゝ鐵砲に關する文獻は、遺り難かつたかも知れない。

かの如く論じ詰めると、天文十二年種子ヶ島銃傳來の事は國史上甚だ重要にあらざる事の如く主張するやうに聞える。愚考の如く天文十二年以前火砲我れにありとするも、種子ヶ島の如き優秀なものでなく、又その火藥の如きも強力なものでなかつた。朝鮮では文祿慶長役の最中、即ち宣祖の二十八年、我が文祿四年に、降倭助四郎、老古汝文(六右衛門か)の兩人が「鳥銃の穴」を鑽り、三日に一柄を得、又放火合藥の規を習はしめ、彌彌梵鐘を鑄潰して、盛んに鳥銃を製造した。(宣祖實錄)文祿役に於ける我が陸軍の偉大な成績に就いては、多くの原因を數ふべきであるが、鐵砲に於ては、我れに優秀な種子ヶ島式鳥銃とそれ相應の火藥のあつた事を數へないわけにはゆかない。天文十二年の鐵砲傳來の歴史は、(南蠻人來朝の事は別として)我が近世史初頭に於ける大事件であることは、此の一事を以て明らかであらうと思ひます。